

【改正箇所】

① 都市計画法による開発許可制度の手引

(1) 市街化を促進するおそれがないと認められる一定の開発行為について

都市計画法第 34 条第 12 号関係 令和 7 年度中に策定が予定されていると修正及び追記。

(2) 都市計画法第 43 条 建築許可基準の改正について

2 許可不要の建築行為

(2) に除却されてから 3 年以内の経過であることが証明される線引き前住宅について
建替え可能とする旨を追記。

3 建築許可基準

ア 市街化区域に近隣接する地域内における自己用住宅については、令和 7 年 7 月 1 日削除予定を追記。

② 開発許可申請等の手続要綱

・ 暴力団員に該当しないことの誓約書の提出についての追加。

その他

- ・ 開発建築指導課から開発建築法務課へ呼称の変更
- ・ 関係機関の部署名の変更
- ・ 他法令の条項ずれによる訂正
- ・ 誤記による文言の訂正 等

【今後の予定】

施行年月日：令和 7 年 4 月 1 日

※郡山市 HP 上の手引きを更新します。